

感染対策指針

株式会社 近畿予防医学研究所

サービス付き高齢者向け住宅

ここあシリーズ

1：目的

ここあは入居者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理また感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、入居者が安心安全な生活が送れるようこの「感染対策指針」を定めます。

2：基本方針

- i) 全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努めます。
- ii) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を管理職に行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施します。
- iii) 委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底します。

3：感染対策委員会の設置

感染症の発生や感染拡大を防止する為に、感染対策委員会を設置します。

i) 委員会の組織

委員会の構成員は、各拠点責任者、看護職員としライフケア事業部で設置します。

【構成員の役割】

構成員	役 割
管理者	責任者
看護職員	感染対策担当者 ・施設内の感染症又は食中毒の予防の立案・指導 ・まん延防止対策のための具体的な案を感染対策委員会に提案 ・入居者・職員の健康状態の把握

ii) 委員会の開催

委員会は3カ月に1回以上の間隔で定期的開催するとともに、必要に応じて随時開催します。

iii) 委員会の検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに必要な取り組み事項を決定します。

- ① 感染症対策の課題の検証・方針の決定
- ② 各拠点での感染に関する問題点の共有・解決
- ③ 職員への感染対策の教育・研修内容の検討
- ④ 感染症発生時の適切な対応と、感染拡大の防止の対策検討
- ⑤ 感染対策マニュアル等の整備
- ⑥ 感染対策物品の検討、管理
- ⑦ その他、感染・衛生関連の検討が必要な場合

iv) 会議内容の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、各拠点で回覧するなどして周知徹底を図ります。

4：平常時の衛生管理

- i) 標準予防策の徹底
- ii) 入居者・家族及び来客者への感染対策の呼びかけ
- iii) 環境整備
- iv) 食品衛生

5：感染症発生時の対応

職員または入居者が感染症に罹患した場合、まん延を防ぐ為以下の対策を行う。

- i) 発生状況の把握
- ii) 感染拡大の防止
- iii) ご家族、関係事業所への連絡
- iv) 医療機関や保健所、関係機関との連携
- v) 行政への報告（必要時）

6：入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、入居者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び職員、ならびにその関係者がいつでも閲覧できるよう施設内に設置するとともにウェブサイトにも記載します。

7：その他感染対策のために必要な事項

「感染対策マニュアル」の活用

「感染対策マニュアル」に基づき、日常業務における感染予防に努めます。

8：本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は委員会により実施します。

付則

この指針は2024年4月1日より施行する。